

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人 吉美福祉会 吉美こども園

### 令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない こととなっているため、このたび令和2年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

## 令和3年度公定価格の額について

(※) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年4月30日内閣府令第39号)第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

(単位：円)

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育(1号)認定	3歳児	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	197,600	193,400	
	4歳児以上	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	181,570	185,290	
保育(2号、3号)認定	0歳児	短時間	188,040	188,040	187,960	187,920	184,220	184,220	187,890	187,870	187,870	187,870	187,850	194,380
		標準時間	192,920	192,920	192,840	192,800	189,010	189,010	192,770	192,750	192,750	192,750	192,730	199,260
	1、2歳児	短時間	109,240	109,240	109,160	109,120	107,000	107,000	109,090	109,070	109,070	109,070	109,050	115,580
		標準時間	114,120	114,120	114,040	114,000	111,780	111,780	113,970	113,950	113,950	113,950	113,930	120,460
	3歳児	短時間	66,580	66,580	66,500	66,460	65,450	65,450	66,430	66,410	66,410	66,410	66,390	65,160
		標準時間	71,460	71,460	71,380	71,340	70,230	70,230	71,310	71,290	71,290	71,290	71,270	70,040
	4、5歳児	短時間	51,060	51,060	50,980	50,940	50,240	50,240	50,910	50,890	50,890	50,890	50,870	57,400
		標準時間	55,940	55,940	55,860	55,820	55,020	55,020	55,790	55,770	55,770	55,770	55,750	62,280

\*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。